



# りそな銀行アジアニュース

平成 22 年 3 月 31 日  
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所/華南】

## 「広東省各都市の最低賃金引き上げについて」

広東省政府は 2010 年 3 月 18 日、新たな最低賃金基準を発表しました。2010 年 5 月 1 日より実施される新制度において、広東省内（深圳市を除く）の最低賃金は、平均 21%程度上げられます。2007 年以降における対象都市毎の最低賃金推移は以下の通りです。

(単位：人民元)

対象都市	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年 (本件)
広州	780	860	860	1,030
深圳 (特区内) (特区外)	850 750	1,000 900	1,000 900	未発表
珠海・佛山・東莞・中山	690	770	770	920
惠州・汕頭・江門	600	670	670	810
韶関・梅州・河源・汕尾・陽江・ 湛江・茂名・肇慶・清遠・潮州・ 揭陽・雲浮	500	580	580	710
その他 (一部の県・市)	450	530	530	660
上海市 (参考)	840	960	960	1,120
北京市 (参考)	730	800	800	未発表

【出所:広東省及び省内各都市の政府HP】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-5223-6672  
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

\* 禁無断転載